

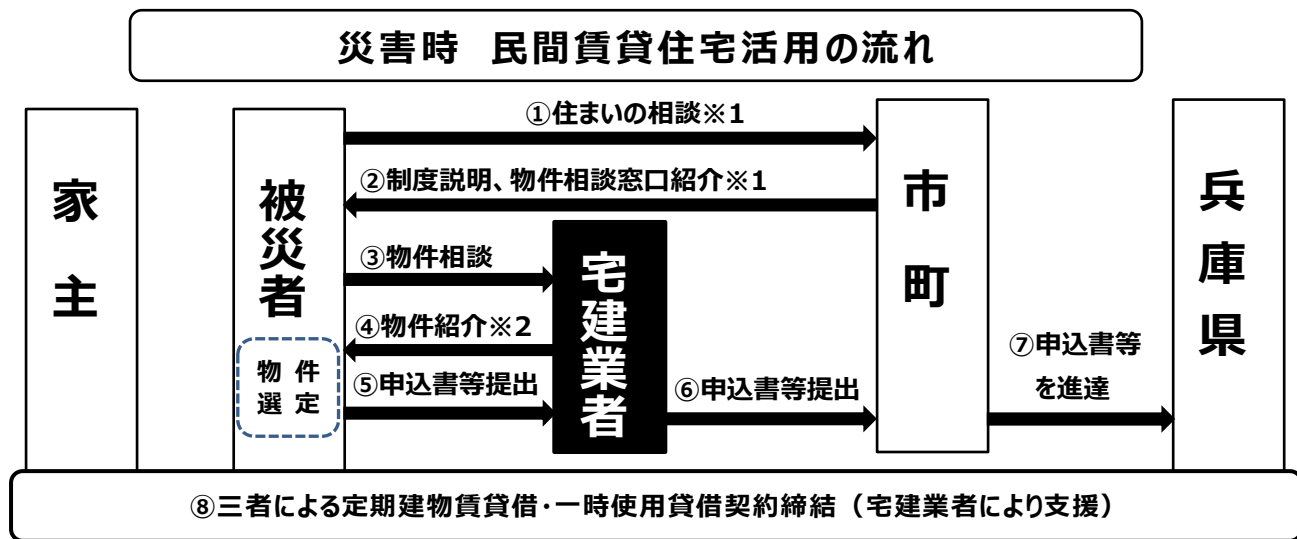
【兵庫県住宅政策課からのお知らせ】

災害発生時における被災者への入居支援事業者の事前登録のお願い  
～災害時民間賃貸住宅（賃貸型応急住宅）活用事業～

兵庫県では、災害発生時に県や市町等が管理する公的住宅の提供とともに、民間賃貸住宅を借上げて、被災者へ応急仮設住宅として提供することを想定しており、(一社)兵庫県宅地建物取引業協会と「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」を締結し、迅速に対応するための準備を行っております。

そこで、民間賃貸住宅の媒介を担う宅地建物取引業者（以下、宅建業者という。）の皆様には入居支援に関わる事務（物件相談や斡旋等）にご協力いただき、平常時から「応急仮設住宅」を円滑に提供できる体制を整備することが重要と考えております。

つきましては、当該趣旨にご賛同頂けます会員の方は、下記の回答欄にご記入いただき、本紙をFAXにて協会本部まで送付してください。なお、災害発生時には再度、意向確認を行いますので、この登録をもって協力を強制するものではないことを申し添えます。



※1：①及び②については省略可

※2：本事業の対象は、県と国が協議し、決定した家賃以内の物件

○災害時に宅建業者の皆様にご協力いただきたいこと

- ・被災者からの物件相談への対応や物件の紹介・斡旋
- ・被災者や家主への制度説明
- ・被災者、兵庫県、家主の3者契約を支援（契約書の作成等）

※なお、契約時には仲介手数料等をお支払いたします。（ただし、国との協議で決定する額の範囲内）

《制度に関するお問い合わせ先》

兵庫県 県土整備部 住宅建築局 住宅政策課 住宅行政班（担当：小路（こうじ））  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL：078-341-7711（内線 4857）

【申込期限】令和3年7月30日（金）まで

【申込欄】（注）以前にご登録いただいた方も改めてご回答をお願いします。

商号（支店の場合は支店名も記載）		所在地
		〒
電話番号	FAX 番号	E-mail

【申込書送付先】（一社）兵庫県宅地建物取引業協会 本部事務局 FAX：078-351-0164